

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月10日

横浜市契約事務受任者  
中区長 小林 英二

- 1 契約の概要  
道路不法占用構造物のとりこわし撤去 N=1箇所（V=12m<sup>3</sup>）
- 2 履行（納品）場所  
中区打越3番地1地先
- 3 契約日  
令和6年2月8日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年3月29日
- 5 契約金額  
6,391,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
有限会社友希土木 代表取締役 石橋 昭彦  
横浜市南区宮元町4-91 4-B
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
本工事は、道路区域内の法面上高所にある老朽化した不法占用構造物を解体・撤去するもので、これが道路に崩落して重大な事故を引き起こすおそれがあり、安全確保のために緊急を要したため、随意契約としました。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有限会社友希土木は令和4年度に本工事の現場直近で発生した民地崖崩落の応急復旧工事を実施した実績があります。地形や地質、周辺道路の交通状況など現場特性を熟知しており、迅速かつ円滑な対応が可能であると判断し、契約の相手方として選定しました。
- 9 所管課  
中区中土木事務所道路係